

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第15号

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 給与規程第20条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第60条の2第1項</u>に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他企業長が定める者に限る。）となった者</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(管理又は監督の地位にある職員)</u></p> <p>第6条 給与規程第20条第2項の企業長が定める<u>管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</u></p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条の2 給与規程第20条第5項（給与規程第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して企業長が定めるものは、<u>別表第2</u>の左欄に掲げる職員とする。</p> <p>2 給与規程第20条第5項の企業長が定める職員の区分は、<u>別表第2</u>の左欄</p>	<p>第3条 給与規程第20条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他企業長が定める者に限る。）となった者</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>第5条 基準日前1箇月以内において給与規程の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条 給与規程第20条第5項（給与規程第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して企業長が定めるものは、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる職員とする。</p> <p>2 給与規程第20条第5項の企業長が定める職員の区分は、<u>別表第1</u>の左欄</p>

に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合は、当該区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。

第6条の3 給与規程第20条第5項の企業長が定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。

2 給与規程第20条第5項の100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。

第7条 略

（勤勉手当の期間率）

第13条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。

（支給日）

第18条 給与規程第20条第1項の企業長が定める日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

別表第1（第6条、第6条の3関係）

職	割合
局長	100分の25
次長	100分の10
※所長	
※印の付されている職にあつては、給与規程別表第1給料表の職務の級が8級である場合に限る。	

に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合は、当該区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。

第7条 給与規程第20条第2項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 略

（勤勉手当の期間率）

第13条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

（支給日）

第18条 給与規程第20条第1項の企業長が定める日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

別表第2（第6条の2関係）

略

別表第3（第13条関係）

略

別表第4（第18条関係）

略

別表第1（第6条関係）

略

別表第2（第13条関係）

略

別表第3（第18条関係）

略

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。